

# 相模原市の市民活動の推進に向けた提言

平成 14 年 5 月

市民活動促進懇談会

## はじめにー市民活動政策の必要性

これまで、日本の社会は、経済成長の中で生活の豊かさがもたらされ、それにともなって市民意識も成熟してきた。しかし、現在の社会情勢は、バブル経済の崩壊による経済の低迷、自然環境の悪化、少子高齢化など深刻な状況に置かれている。このような社会環境の中、中央ー地方を問わず、行政は政策転換を図らなければ、市民生活の基盤を維持確保することが、きわめて困難になってきている。また、公平、平等を基本原則にした従来の画一的政策では、価値観の多様化、高度化している市民ニーズへの対応も難しくなっている。

その一方で、市民の意識は「量」から「質」へ、「もの」から「心」へと変化するとともに、市民自らが社会福祉、教育、環境など身近な社会の課題を自らのことと受け止め、「個別で、多様」な公益的なサービスへの参加を進めている。自らの生活の中から、さまざまな問題を解決し、住みやすい相模原をめざして、さまざまな分野で市民活動を展開している。

ここで用いる市民活動という用語は、市民が自発的に地域社会の抱える様々な問題に取り組み、積極的に公共的な役割を果たそうとする活動をさす。活動の性格としてはNPO（Non Profit Organization）とほぼ同義にとらえているが、日本におけるいわゆるNPO法の制定によって、NPOという場合に法人格を取得している団体として理解されることがあるため、ここでは「市民活動」という用語を用いることとした。

相模原においては、NPO法人を取得するような団体やそれ以外でも十分な活動基盤をもつ団体も存在するが、一方で小規模な団体が非常に多く、その現状として組織力、社会的な信頼、資金力、マネジメント力などさまざまな点で課題を抱えており、市民の必要な情報提供や支援のあり方を検討すべきである。その際、考慮すべきは、行政と市民とのパートナーシップの重要性であり、今後の市民活動のあり方と行政との関係を考えるうえでの課題ともなっている。

また、市民や行政の市民活動に対する認知の拡大、法・制度や市民の活動環境の整備などをおして、市民活動の発展する基盤づくりを進めることが、市民と行政とのパートナーシップをつくりだす手がかりになるであろう。その一方で、市民活動は行政との関係ばかりでなく、企業や地域のさまざまな団体、市民と結びつき、これらとの協働により地域社会全体の活性化につながるものとも考える。

このように、市民・企業・行政が一体となって、真の意味での豊かな地域社会の実現を図るため、市民活動にかかる相模原市の政策のあり方を考える必要がある。そこで、こうした背景を踏まえ、市民と行政とが、対等な立場で、相互に認識しあい、目標を共有しながら、公共の領域で共通の課題の解決をめざしたパートナーシップの関係づくりを進め、協力・協調した活動を進めることが重要である。

本懇談会では、こうした視点から市民活動のあり方と行政の施策の今後について、以下のように提言するとともに、これに基づく政策の実施を求めるものである。なお、懇談会設置にあたって、相模原市は「市民活動促進懇談会」という名称を付与したが、委員から「行政が促進するという性格のものではない」という意見が出され、市民活動の自主性・自立性を損なうような名称を用いるべきではないという指摘があったことを付記する。

## 第1章 相模原市における市民活動の現状

### 1 相模原市の市民生活と市民活動

#### (1) 相模原の市民生活と行政

私たちの住む相模原市は人口 60 万人を数える大都市として発展している。県央の交通拠点、産業拠点としての中核的な機能を備え、また東京都心、県都横浜市への通勤通学者も多く居住し、人口増加や一層の産業の発展が見込まれる地域である。しかし、それゆえに多くの問題も抱え、また今後の展開によっては、少子高齢化や景気の後退などに伴う生活環境の悪化が懸念されていることも事実である。

一方、相模原市行政は、全国的にみればきわめて大きな人口と産業基盤をもつ優良自治体として有利な条件を備えており、拠点整備や住環境改善に努めることができた。その一方で、国一地方を問わない財政赤字の増加は、当然ながら自治体行政にも大きな影響を与え、相模原市もそれに無関係ではあり得ない。また、バブル経済の崩壊による影響も少なくはなく、税収の落ち込みや補助金の抑制など、相模原市の行政が、今後招来するであろうさまざまな市民のニーズに十分に応えていくことはきわめて難しい状況にあるといえよう。

しかし、行政が十分な体制をとることができないからといって、市民が生活をやめることはできないし、またニーズの不充足を放置することもできないであろう。それゆえに、市民は自らの力で、これまで行政の担ってきたさまざまなサービス供給を自ら行うことをはじめ、自助・共助の力で豊かな地域社会を創り出そうとするのである。今日の日本社会においてNPOの活発化が議論され、市民活動のあり方が議論されるのはそのためである。相模原市においても、次の項でみるように、市民活動が活発化しており、今後はそれら活動の一層の発展と拡大を行政も積極的に支援する必要性が生じているといえるであろう。

#### (2) 市民活動の活性化と相模原市の課題

市民活動の重要性が増す一方で、それに伴って多くの課題が生じてきているのも事実である。市民活動の位置づけや特徴については後に詳しく述べるが、ここでは相模原市における課題を抽出するために、いくつかの論点を指摘しておきたい。

市民活動が活発化するために必要な条件とは何か。その一つは、参加と実践によって自らを訓練し、成熟した市民の存在とそのネットワークの存在である。市民活動の特徴の一つは、従来の抵抗・告発型の運動から、自らの生活の質を問い、政策を提言・提案し、また自ら実行することによって住みやすい地域社会をつくることを目的とする点だろう。その意味では、反面、行政との協働を進めることが不可欠であり、市がどのような形でこれまで市民活動と関わってきているかについて検証することが必要である。今後、市が積極的に市民活動政策を提起し、実行することが望まれる。

また、ネットワーク形成についても、当懇談会設置を契機としてその機運が高まっているものの、その活動はまだ緒についたばかりである。この点についていえば、相模原市は人口 60 万人、面積 100 平方キロメートルに近づく大都市であることが、マイナスに作用している面もある。このことが、市民活動団体の具体的な連携や、人材リクルートに困難を来したり、また市民活動団体がサービス提供をする場合でも不都合を生じさせている点が指摘されている。

相模原市におけるこうした現状は、現行の市民活動団体の多くが小規模で予算規模も小さいこ

とによって、大きな問題となっている。市民活動政策を実施するにあたっては、こうした問題を乗り越えるため、どのような政策を採りうるのかを検討しなくてはならない。具体的には、小規模市民活動団体への援助のあり方、情報・通信網の整備のあり方などが考えられる。

しかし、その一方で人口構成や発展の面で、市民活動が活発化する条件もある。したがって、問題はいかに活動しやすい環境を作っていくのか、さらにそこから行政そのものが地方政府として、市民とどのような連携を保っていくのか、検討される必要があるのである。

## 2 相模原市における市民活動の現状

相模原市が行った 2001（平成 13）年の市民活動実態調査報告書（調査表配布数 468 件、回収数 217 件）では、市民活動は多岐の分野にわたっており、その中では保健、医療又は福祉の増進を図る活動、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、社会教育の推進を図る活動、子どもの健全育成を図る活動、国際協力の活動などの割合が高くなっている。

団体では、年間の財政規模が 50 万円未満の団体が 60%を超えていることや、会員数も 20 人未満の団体が 3 分の 1 を占め、活動の地域も市内の一部で進められているものが多いなど、小規模な団体が多い傾向を示している。また、特定非営利活動促進法の成立以後、法人格を取得した団体数は、2002（平成 14）年 4 月末日現在 13 件となっている。

団体が活動を進める中での課題は、活動資金の不足、構成員が少数で、活動を広げにくい、会議や作業場所の確保が難しい、活動を進めるための相談者や協力者が得にくいなどが、課題として挙げられており、さらに情報提供の不足なども懇談会では指摘された。

小規模な活動を進めている市民活動団体が多いなか、活動の活性化を図るため、行政による支援を必要とする団体が依然として多数存在していることもうかがわれる。その中では、活動の拠点となる場所の確保、資金援助、必要な機材の提供、行政情報の提供などに対する要望の割合が高く、市民活動を支援する施設、補助制度や行政の事業の委託化などが求められている。

また、団体はそれぞれ独自の活動を進めることが多く、活動を進めるための相談者や協力者を得にくいことや、他の団体との関わりが少ないなどについて、苦勞しているのがわかる。また、相模原市の人口規模の大きさや面積、交通網の状況から、市民活動団体のネットワーク形成の困難性を加速させていることもわかる。したがって、相模原市における市民活動を活発化するためには、こうした視点からの検討が必要であり、たとえば市民活動サポートセンターの設置等について、こうした点を考慮する必要がある。

一方、これらの問題を自主的に解決するため、市民サイドに団体間での交流やネットワークづくりを支援し、行政や民間企業との間に介在して関係づくりを行うコーディネート・コンサルティング機能をもった中間支援的な市民活動団体の発足が急務であると思われる。

## 3 市民活動と相模原市行政

このように、相模原市における市民活動は、一方で市民活動に有利な条件があるものの、多くの課題を抱えている。そのため、市行政は市民活動との連携をどのように進めていくのか、また市民活動が活動しやすい環境をどのように作っていくのかを考えねばならない。

現状では、相模原市の市民活動団体が小規模であり、さらに団体の誕生や育成が求められていることから考えると、行政がそこで一定の役割を果たす必要があるのはまちがいない。市民か

らの要望や、他の地域の事例などから考えると、行政が当面、積極的に進めるべき政策としては資金援助や活動場所の提供、人材の育成などでの支援が考えられる。しかし、これらは、後に見るように市民活動をコントロールしたり、行政にとって安上がりで便利なものとして位置づけられることがあってはならない。

それでは、相模原市における市民活動と行政の連携はどのように行われてきたか。残念ながら、これまでの相模原市行政における市民活動との連携は、部分的なものにとどまっており、十分とはいえない。また、行政の縦割りにより、市民活動も個別、部分的に行政と関係をもつことを強いられてきた。そのことは、市民活動への市民の参加やリクルートに支障をきたし、市民活動の役割や意義についての市民の理解、活動への参加を促進することを妨げてきたといえる。

また、すでに述べたが、行政一般の問題として、市民活動を行政の「安上がりで便利なもの」と考えたり、一方で行政に反対する「やっかいな団体」と見る向きがあり、そうした意識の改革が必要である。その際、市民活動との関係の持ち方を、根本的に改め、協働の視点から再構築することが必要である。職員の意識改革も急務である。

相模原市行政は、市民活動に対する政策を立案するにあたって、これを育成・援助するにとどまらず、対等のパートナーとして位置づけることが求められ、そのための施策を実施する必要がある。また、その発展や活動の拡大にともなって市民活動団体への事業委託や、政策立案における連携などが考えられる。

一方で、市民活動の側にも行政との連携を行うための十分な準備ができていない側面もある。前項でふれた、中間的なNPO組織の形成は、行政との窓口（行政との交渉、要求、委託事業の割り振りなど）という意味でも不可欠であり、60万都市相模原に多数存在する相模原市の市民活動団体の発展にはこうした団体の形成が求められる。

また、従来から存在した住民の活動として、自治会・町内会や公民館における活動などが存在しているが、それらのあり方についても検討の余地があり、市民活動との役割分担やネットワークのあり方について検討される必要がある。あわせて、市の外郭団体として活動しているものの中には、市民活動との競合や役割分担の見直しを必要とするものもあり、それらのあり方について検討することが不可欠である。

これらのことから、市民活動と相模原市行政は、両者が協働を進めるための基盤整備を双方の協力の下に進める必要がある。また、行政職員のみならず、市民の市民活動に対する意識改革が求められており、市民活動と行政は、市民への情報提供や広報活動を充実させる必要があるのである。

## 第2章 市民と行政の協働のために

### 1 なぜ、市民と行政の協働が求められるのか

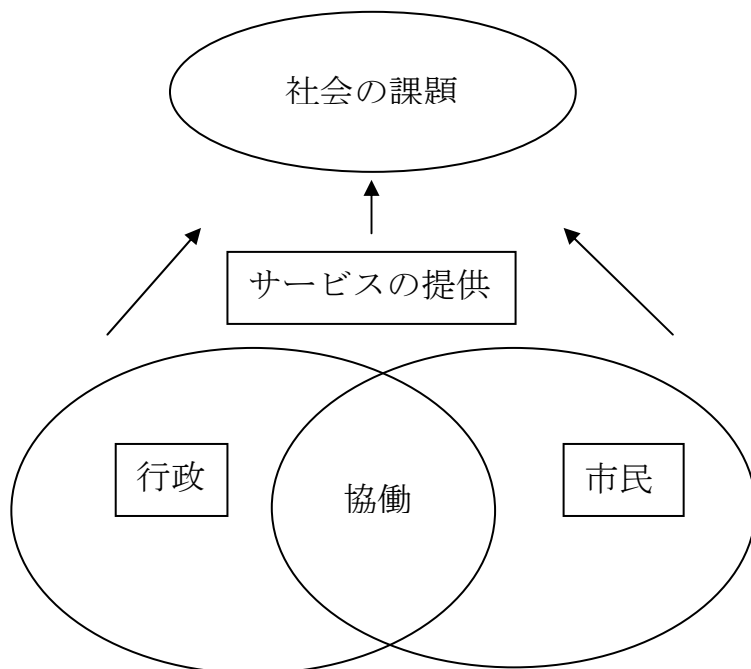
#### (1) 社会の多様な課題への対応

ここまで述べてきたように、市民活動と行政との関係は、協働することを基本に改めて構築されていくことが必要となる。それでは、市民と行政が協働するということが、どのようなものであるといえるのか。

従来、われわれの生活の中で、社会サービスは、主に行政が担ってきた。しかし行政は、平等や公平に価値をおき、多数の市民の要望に沿って法令や制度をつくり、サービスを提供する結果、画一的、均一的になり、また安定や、継続性を追求するあまり、制度の改革の遅れなど非効率な運営も生じている。また民間企業は、製品の供給や雇用をとおして、社会のニーズに沿って合理的、弾力的なサービスを提供しているが、利潤の追求を目的としていることから、対価に応じたものとなる。

一方、市民活動は、行政や民間企業では、なかなか解決の進めにくい社会の課題に対して、市民の視点から先駆的に、個別的にサービスの提供を進めている。また、サービスを提供する中で、その問題点など社会の現状に気づき、市民社会に変革の提案や啓発を進めている。

市民活動と行政、民間企業では、それぞれ活動する領域や、行動の原理・価値観など必ずしも一致しないが、公益を進める主体としての役割を認識しながら、長所を取り入れ、多様な市民ニーズに応じた新たな関係づくりが必要である。



#### (2) 市民への分権を進めるために

市民の行動力や知識、技術、提案などを生かした社会参加・参画は、市民間や異分野との交流、ネットワークを通じて新たな価値観や行動様式を作り出し、地域のコミュニティ、市民自治を形成しつつある。地方分権改革が実施され、今までの中央集権型から地方分権型へ、国と地方

自治体の関係も上下の関係から対等の関係に改められ、地方自治体の自主性、自立性が拡大された。

このため、「地域のことは、地域で決める」システムを創造し、自治体には、これまで以上に市民との連携を図り、地域の活性化をめざしたまちづくりを進めることが求められる。

### (3) 行政改革を進めるために

市民ニーズが多様化、増大する中で、これら全てに行政が主体となって対応することは困難になってきている現在、行政の責任で進める領域の見直し、行政関与の必要性、市民と行政の役割分担などの検討が進められている。行政改革は、限られた財源の中で、社会経済の変化などに伴う新たな行政課題や多様化、増大する市民ニーズに的確に対応し、市民の生活を向上させることを目的に実施される必要がある。

したがって、行政のサービスコストの削減を目的に行政の下請化や委託化を進めるのではなく、市民活動の社会的意義を認識し、市民に提供するサービスの種類や質、効率、効果の向上を市民とともに考え、新たな価値の創造をめざす。

## 2 協働を実現する条件

だれもが安心して安全に心豊かに暮らせるまちづくりを進めるために、幅広い市民参加を実現し、市民、企業、行政が協力して行動するパートナーシップを発揮することにより、人々の価値観の多様化に対応した個性的な地域社会を創造することが必要である。そのために、三者が対等な関係で共に考え、それぞれの役割を分担して行動することを協働と捉える。

以下に、協働実現のための原則的な必要条件を述べる。

### (1) 対等な関係

協働によるまちづくりを進めるためには、市民と行政とが共通の目的に向かって意思を一致させて取り組む必要がある。そのため両者がお互いをパートナーと認め合い、対等な関係を持たねばならない。

### (2) 情報の公開と共有

市民ニーズは、社会の情勢や時代の背景に応じて変化し、それにより市民と行政との関係も変化する。新たな市民ニーズに臨機に対応していくためには、協働関係が、常に市民に見える、開かれたものでなければならない。市民と行政が持っている情報、また市民が求める情報を公開し、お互いの調査内容やデータを共有し、透明性を確保することが必要である。

### (3) 相互理解と目的の共有

協働を進めるためには、市民と行政とでは、特質の異なることを、お互いが認め合い、それぞれの長所、短所を理解し、そこから双方の役割を見出していくことが必要となる。社会的な課題や公共の福祉について、お互いが認識し、何のために協働をするのかという目的を、それぞれが理解し合い、共有する必要がある。

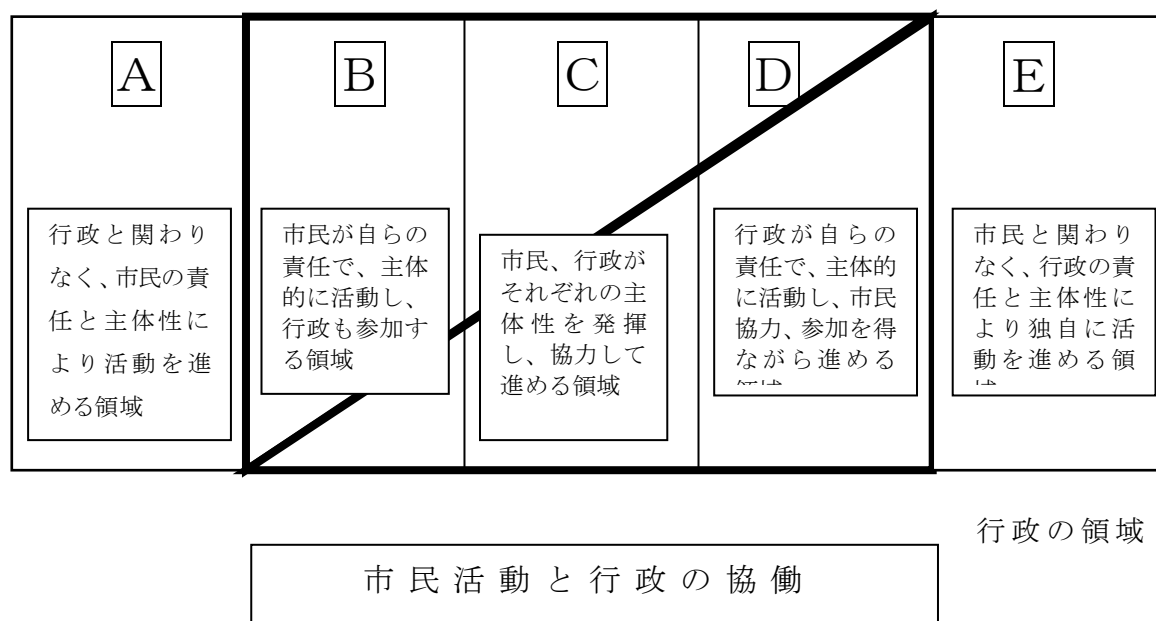
### (4) 自主性と自立性の尊重

市民活動は市民自らの自由な意思に基づく活動である。協働を進めるためには、それが行政の指導、管理のもとに行われるものではないことを認識する必要がある。また、行政は市民活動に安易に頼らず、市民も自立した組織体としての市民活動の組織基盤、財政基盤等を自らつく

らなければならない。

### 3 協働の仕組み

市民の活動の領域



(日本 NPO センター 山岡氏による図を参考にした)

今まで、市民と行政は、それぞれの領域で、独自にサービスの提供を進めてきた。市民の領域A、行政の領域Eではそれぞれが主体的、専権的に活動を進め、両者はかかわりなく、自らの責任で活動する。市民と行政の協働が求められるのは、市民の領域と行政の領域の間にある部分B～Dで、市民の活動に対して行政が、また行政の活動に対して市民がかかわることで、社会に新たな価値観のサービスや行動を取り入れるとともに、市民のニーズに応えられる市民活動が多数生まれ、多角的にサービスを提供できる社会を作り出すことが必要となってくる。

これからは、市民生活の身近にある課題について市民自らが解決に導く市民の活動が基本となり、行政もともに課題の解決に向けたスタンスを取っていくことが求められる。

### 4 協働を進めるために

市民活動と行政との現在の関係の中では、以下の点が課題として指摘されている。

- ・ 行政のもつ公益事業への参加について市民活動が事業の担い手として位置付けられていない
- ・ 行政の施策に関する情報が十分に伝わってこない
- ・ 多様な価値観や行動原理への理解の不足など市民から行政に求める課題とともに、行政からも市民活動の事業遂行や事務処理への不安、市民活動の情報や評価の不足があげられている



協働を進めるためには、相互に特性を理解し、これらの課題の解決に向け、目的意識を共有しあうことが求められる。

#### (1) 相互の理解の場・機会づくり

市民活動と行政が、協働により公益につながる課題の解決をめざすためには、協働の進め方や協働の実験、実践等をとおして発生した課題や問題点について意見交換のできる場や機会、それぞれが情報を提供することが必要である。

#### (2) 協働のルールづくり

政策の決定、実施、評価にあたっては、それぞれの段階に市民や市民活動団体が参加し、意見の交換や提案のできるルールをつくり条例化を図るなど、市民との目的意識の共有や市民と行政の役割分担等について、認識を深める機会をもち、その実行につなげていくことが必要である。また、市民活動のあり方やその成果について、評価やアドバイス、提言する第三者による機関の設置が必要と考えられる。

#### (3) 施策への反映

まちづくりにおいて、市民と行政が連携し施策をつくっていくことが大切である。そのためには市民や市民団体からの提言を反映し、連携できる手続きを明確にする必要がある。このことにより市民と行政の信頼が深まり、より一層、協働によるまちづくりが進むものと考えられる。

#### (4) 協働をめざすメニューや支援方策づくり

市民活動では活動資金や活動の場、人材の確保・育成、情報の発信、団体間の交流など課題があり、活動を進めにくい原因にもなっている。市民が自主的に、社会のさまざまな分野で活発な活動を進めていくためには、パートナーとしての行政に、市民活動の自立をめざした支援が求められる。

さらに今後は、活動資金の補助、助成制度の創設や、税制優遇措置の実施、基金制度の創設、市民に委ねた方が、より効果を期待できる事業の委託、市民事業との共催・後援、市民への啓発など広く協働のメニューや支援の手法を検討する必要がある。

#### (5) 活動や情報収集・提供の場の整備（(仮称)市民活動サポートセンターの整備）

市民活動の活性化のためには、市民からの相談・応対、人材の育成、市民活動に役立つ情報の収集・市民への発信、市民への啓発、行政、企業などとのネットワーク、活性化のための調査研究などの機能をもつ活動拠点が必要である。また、施設の管理運営にあたっては、利用者や市民のニーズに的確に対応する必要があり、市民の自主的な運営によることが望ましい。

また、公民館など市民が利用している地域の施設とのネットワークにより、市民が情報を得やすい、参加しやすい環境をつくりだすことが求められる。

#### (6) 行政の庁内体制の整備

市民活動は、福祉、環境、まちづくりなど多分野にわたって活動が進められており、行政もこれに対応できる横断的に連絡できる組織体制の整備や市民活動支援の総合窓口の設置が求められる。また、行政職員が市民活動の公益性の理解を進めるための研修を実施するなど意識改革を図り、市民と行政の共通目標の確認や相互理解がえられる体制づくりを進めることが重要である。

#### (7) 自治会・町内会、外郭団体等との関係

相模原市においては、従来、自治会・町内会、公民館活動が大きな役割を果たしてきた。しかし新たな市民と行政の協働を構築していくためには、行政とこれら既存団体の関係について明確にし、市民活動団体との差異、関係の持ち方について見直す必要がある。現状では、①既存団体と市民活動団体に重複する活動があること、②審議会等は自治会・町内会など、既存団体からの委員が多くを占め、それに比べると公募枠も少ない、などの問題が指摘でき、改善されることが求められる。また、とくに相模原市の外郭団体に対する補助、助成、委託や審議会の委員への任用などについて、今後の市民活動の状況をふまえて見直しをはかる必要がある。

#### (8) 企業フィランソロピー（社会貢献）との連携・ネットワーク

民間企業の中には、収益を目的とする企業活動とは別に、地域社会への貢献をめざしたフィランソロピーを行うものも多い。また、企業もそれを積極的に支援し、大いに地域に貢献している例が全国に広がっている。多数の企業が存在し、そこで働く市民も多い中で、これら企業フィランソロピーが果たしている役割は極めて大きい。市民活動をより効果的に行うためには、こうした企業フィランソロピーとの連携・ネットワークが形成されることが求められており、それに向けた準備が必要である。

### 第3章 市民活動サポートセンターについて

#### 1 (仮称) 市民活動サポートセンターの当面のあり方

相模原市は、市民による社会貢献活動の活性化、市民活動のインキュベート（育成、支援）をめざして、(仮称) 市民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）設置をすることとなった。このサポートセンターの必要性については既にふれたが、市民の利用しやすいものにするという視点、市民が参加しやすいという視点をもとに、今後のあり方について、以下のような点を提言する。

なお、以下の（1）から（5）については、設置の具体的計画にあわせて、すでに中間提言として提出済みである。

##### (1) サポートセンターの機能

###### ①会議や作業の場

- ・市民活動団体の日常的な活動には、「場」が必要である。そこでは、団体の会議や打合せばかりでなく、電話やファックス、パソコン、また印刷機やコピー機などが配置され、活動の活性化につながる情報を収集し、発信する拠点としても機能することが必要である。

- ・市民間、地域の団体、企業、大学、行政職員等との交流、ネットワークの場が必要である。

###### ②人材の育成、啓発

- ・市民活動団体の人材開発やスキルアップのための学習機会の創設、また市民への市民活動の役割や市民の参加について、啓発の機会、場の創出が必要である。

###### ③市民活動の相談、コーディネート

- ・市民活動をはじめたい市民への団体の紹介や、団体の立上げ、マネジメントなど市民活動の進め方などについて、相談やコーディネートなどの機能が必要である。

#### ④市民活動の活性化に向けた調査研究

- ・市民活動は、社会的、公益的な価値の創造と地域の課題の解決をめざす市民による市民を支援するシステムである。しかし市民活動は、資金力にも乏しく、また人材の育成を必要としている。また、社会の変化による新たな課題への柔軟な対応も求められている。このため、市民活動団体や支援機関、企業の社会貢献等の実態の調査や、団体の活性化に寄与する支援プログラムの開発などの機能が必要である。

#### (2) 利用者の範囲

- ・市民活動を進める（進めようとする）団体、個人を市民活動サポートセンターの利用者と考える。

#### (3) 開館時間

- ・市民の利便を考慮し、通年の開館、午前10時から午後10時を開館時間としたいと考える。

#### (4) サポートセンターの施設・設備等

- ・予約なしに利用できるオープンプロアのほか、団体が専用して利用できる会議室が必要である。
- ・会報、チラシ等の発行に必要な印刷機やコピー機、また団体の物品を収納するロッカー、パソコン、参考図書などの設置を要望する。

#### (5) 運営の主体について

- ・サポートセンターは、市民活動を支援する場として、利用者や市民のニーズに的確に対応する必要があり、柔軟な運営が求められる。このため、できるだけ市民活動を理解した、市民への助言や相談に応じることのできる市民活動の支援について知識や経験をもつスタッフを配置し、利用者の意見を反映した、使いやすい施設づくりがなされることを要望する。
- ・サポートセンターの運営は、今回のように公設される場合でも民営で、市民自らが行うことがふさわしい。市民による管理運営にあたっては、施設の設置の目的を認識し、公益につながる、透明性の高い、開かれた管理運営をめざすべきである。

## 2 サポートセンターの今後のあり方

それでは、当面相模原市が設置した（仮称）市民活動サポートセンターを今後どのように発展させていくことが必要であろうか。すでに指摘した点以外で、考えられる今後のサポートセンターのあり方について、懇談会の議論からいくつかを指摘しておきたい。

#### (1) センターの地域展開

既述のように、相模原市は比較的大きな人口と面積をもち、交通網の現状から見ても、移動が容易でない地域が存在している。その中で、今回設置が予定されている（仮称）市民活動サポートセンター1カ所のみでは、十分に市民活動の活動拠点としての役割を果たすことができず、地域的な偏りがあることも否めない。したがって、今後は市内各地の市民活動が利用しやすいように、複数のセンター設置が求められている。その際のセンターの設置規模や性格については、今後さらに議論を進めていく必要がある。

#### (2) サポートセンターの運営のあり方

上記の複数設置されるセンターを含め、その運営については、市民活動自らによってなされ

ることが求められており、その方法については今後さらに検討する必要がある。また、運営が公正に行われるために、公開と参加が原則とされる必要があり、それを担保するための第三者機関の設置が必要である。

### (3) 行政とサポートセンター

サポートセンターは、市民活動のニーズを充足するためのサービスを提供するが、今後の課題としては、その運営主体の成熟に伴って、市民活動への助言や提言機能を有することが展望される。また、サポートセンターの運営を市民が自主的に担う段階では行政との間に立つ総合的な窓口となり、市民活動の提案するさまざまな政策を行政に伝えるような機能をもつ必要がある。

### むすびにかえて

以上のように、当懇談会では相模原市における市民活動が、住みやすい地域社会をつくっていくのに必要な考え方と方策について議論を行い、これをまとめてきた。これらが実現されるためには、行政と市民の意識改革が求められていることはすでに述べたとおりである。また、市民活動と行政が本当の意味で協働し、パートナーとしてよりよい地域社会を実現していくには、解決すべき課題が山積みされている。相模原市は、今回の懇談会における議論とその提言をきっかけとして、日本社会に芽生えてきた自助・自立と住民主体の分権型社会を実現するために、尽力していただくことを切に望むものである。

市民活動促進懇談会委員名簿

(敬称略)

	委員名	区分	
座長	牛山久仁彦	学識経験者	明治大学
副座長	北村真佐子	公募	公募委員
委員	伊藤 信吾	企業関係者	(社)相模原青年会議所
委員	井上 武	団体関係者	田名ボランティアきずな
委員	大場 啓子	団体関係者	ワーカーズ・コレクティブ・わか
委員	倉橋満知子	団体関係者	鳩川の自然を考える会
委員	椎野 紀子	団体関係者	ういず
委員	鈴木尊吉	公募	公募委員
委員	長谷場和代	団体関係者	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ・ベル
委員	二ツ森千尋	公募	公募委員

検討の経過

開催日	内 容
平成13年 6月12日	第1回懇談会 ・ 座長、副座長の選出 ・ 懇談会の進め方、内容等について
平成13年 7月24日	第2回懇談会 提言書のイメージについて
平成13年 8月 2日	第3回懇談会 ・ 市民活動の現状について ・ 部会の設置について
平成13年 9月 4日	第4回懇談会 ・ 市民活動をどのように考えるか ・ 市民活動サポートセンターについて
平成13年10月 1日	第5回懇談会 ・ 市民活動の定義 ・ 市民活動サポートセンターについて ・ 作業委員会（仮称）について
平成13年10月12日	作業委員会 協働のありかたの検討（1）
平成13年10月31日	作業委員会 協働のありかたの検討（2）
平成13年11月 2日	作業委員会 サポートセンターの検討（1）
平成13年11月 6日	第6回懇談会 市民活動サポートセンターについて
平成13年11月13日	作業委員会 サポートセンターの検討（2）
平成13年11月13日	作業委員会 協働のありかたの検討（3） 作業委員会 サポートセンターの検討（3）
平成13年12月 3日	作業委員会 協働のありかたの検討（4）
平成13年12月10日	作業委員会 市民活動の現状の分析 第7回懇談会 ・ 市民活動サポートセンターについて ・ 作業委員会の検討経過について
平成14年 1月15日	第8回懇談会 市民活動サポートセンターに関する中間提言について

平成 14 年 2 月 5 日	作業委員会 協働のありかたの検討 (5)
平成 14 年 2 月 8 日	第 9 回懇談会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協働に係る提言の整理</li> <li>・ 団体の法人化のレポート</li> </ul>
平成 14 年 3 月 5 日	第 10 回懇談会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言の整理</li> <li>・ (仮称)市民活動サポートセンターの設置について、市長への提言書の提出</li> </ul>
平成 14 年 4 月 15 日	市民活動促進懇談会提言案検討会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言案の検討</li> </ul>
平成 14 年 5 月 8 日	第 11 回懇談会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言のまとめ</li> </ul>